

## ○千葉科学大学兄弟姉妹学納金減免規程（一部抜粋）

### （目的）

第1条 この規程は、千葉科学大学に兄弟姉妹で在籍する学部生及び大学院生（以下「学生」という。）を対象として、学納金減免を行い、経済的負担を軽減することを目的とする。

### （対象）

第2条 減免制度の対象となる学生は、兄弟姉妹と在学期間が重複する学生（以下、「減免対象学生」という。）とし、以下の要件を全て満たすものとする。

- 1) 戸籍上、兄弟姉妹であること。
- 2) 申請時、兄姉が休学あるいは休学申請を行っていないこと。
- 3) 申請時、兄姉が学納金を滞納していないこと。
- 4) 兄姉が留年していないこと。
- 5) 兄姉が千葉科学大学学則第49条に定める懲戒処分を受けていないこと。

### （減免内容）

第3条 減免対象学生は弟妹が入学した初年度のみ、上級年次の減免対象学生の当該学科又は専攻の授業料（以下、「授業料」という。）を半額免除とし、最も下級年次の減免対象学生の入学金を10万円免除とする。

ただし、当該減免対象学生が同一年次に在籍する場合、兄姉に該当する減免対象学生の授業料を入学した初年度のみ半額免除とし、一番下の弟妹に該当する減免対象学生の入学金を10万円免除とする。

### （減免等の重複等）

第4条 減免対象学生が本学の設ける他の入学金減免制度又は授業料減免制度の対象となる場合の取扱いは以下のとおりとする。

#### （入学金）

- 1) 本学が設ける他の入学金減免制度と重複する場合、免除金額の大きい減免制度を適用し、兄弟姉妹学納金減免制度の減免の対象外とする。

#### （入試特待生）

- 2) 入試特待生制度と重複する場合、入試特待生制度により、授業料が減免されている

期間は減免の対象外とする。

(学業奨学生等)

- 3) 学業奨学制度及び自然災害による修学困難学生に対する授業料等減免措置に定める減免との重複は妨げない。

(高等教育の修学支援新制度)

- 4) 大学等における修学の支援に関する法律(令和元年法律第8号)に基づき、授業料等減免制度の対象者となった場合、まず当該制度の減免を適用し、その残額に対して本規程に基づく減免措置をする。

(減免の取消)

第5条 減免対象学生が次の各号のいずれかに該当する場合、減免対象学生の減免を取消す。

- 1) 兄弟姉妹の重複在学期間が解消したとき
- 2) 減免対象学生が休学したとき(ただし、学長がやむを得ないと判断した場合を除く)
- 3) 減免対象学生又は減免対象学生の兄弟姉妹のいずれかが学納金を滞納したとき
- 4) 減免対象学生が千葉科学大学学則第49条に定める懲戒処分を受けたとき

(以下、略)